



宮 崎 県 公 報

平成22年6月24日(木曜日)号外 第58号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

○平成22年7月11日執行の参議院宮崎県選出議員

選挙における選挙運動に関する支出の最高額……………	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第76号

平成22年7月11日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成22年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 候補者一人につき 35,883,300円

宮崎県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年6月23日現在次のとおりである。

平成22年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,744人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,863人

宮崎県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年6月23日現在次のとおりである。

平成22年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区(宮崎市清武町の区域を除く。) 100,016人

都城市選挙区 46,351人

延岡市選挙区 36,284人

日南市選挙区 16,431人

小林市選挙区(小林市野尻町の区域を除く。) 11,207人

日向市選挙区 17,307人

串間市選挙区	6,029人
西都市(児湯郡西米良村の区域を含む。)選挙区	9,635人
えびの市選挙区	6,329人
宮崎郡選挙区(宮崎市清武町の区域。)	7,441人
北諸県郡選挙区	6,572人
西諸県郡選挙区(小林市野尻町の区域を含む。)	5,322人
東諸県郡選挙区	8,008人
児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区	20,261人
東臼杵郡選挙区	8,645人
西臼杵郡選挙区	6,559人